

第25期第10回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和6年5月10日(金)午前10時から午前11時00分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1902会議室
- 3 出席委員 相原和彦、井口和喜、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、神田靖仁  
酒井利博、櫻井祐次、篠貞夫、篠田政巳、荘埜晃一、田中聖晃、  
橋本良子、宮部光夫、渡邊仁 計15名
- 4 欠席委員 保戸塚武彦 1名
- 5 議 案 (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定  
について (第1号)  
(2) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている  
旨の証明について (第2～14号)  
(3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている  
旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨  
の証明について (第15・16号)  
(4) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について  
(第17・18号)
- 6 協 議 (1) 農業委員会活動の点検・評価について
- 7 報 告 (1) 農地法第3条の3に基づく届出の受理について  
(2) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号  
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 8 そ の 他

尾崎賀一 会長 皆様、おはようございます。これより、第25期第10回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしく申し上げます。

事務局 ただいまの出席委員数は15名、欠席委員数は1名、欠席の届け出のあった委員は保戸塚武彦委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

尾崎賀一 会長 今回の署名人は、加藤直正委員と神田靖仁委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。令和6年4月2日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。  
**【申請者、土地所有者、所在等について説明】**  
こちらの事実確認調査は尾崎賀一委員にお願いしています。事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 4月16日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。貸借継続ということで、主に計画どおりに作付けが行われているかを中心に現地の確認を行いました。調査時畑には、ジャガイモ、タマネギ、ネギ等が作付けされており、今後はエダマメ等を作付けしていくとのことです。所有者の一割従事については、東側の道路に面している一部を使用して自家消費を

中心に果菜類を今年も作付けするとのことでした。調査時は耕運して準備ができている状態でありました。境界は確認できました。特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに12ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年4月16日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在等について説明】**

こちらの事実確認調査は尾崎賀一委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 4月16日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1) から (3) の畑は北側の道路に面したところが入口で、ミカンとユズが各1本、ウメが3本、カキが1本植わっております。その南側が露地野菜を作る畑ですが、当日は綺麗にこれから作付けする準備ができておりました。ナスなどの果菜類とインゲン、キヌサヤなどを作付けする予定とのことでした。境界についても確認をとれております。続いて(4)(5)の畑は、サトイモ、エダマメを作付

けする予定とのことで、大半が耕運して綺麗になっておりました。  
一部、ナバナとタマネギ、ダイコン等が作付けされておりました。  
境界についても確認がとれております。出荷に関しましては、主に  
JA直売所に出荷して自家消費とのことです。特に問題はないと思  
います。よろしくお願ひします。

質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第3号、第4号は申請者が同一かつ相続  
税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明  
をするため、一括して審議をお願ひします。事務局から説明をお願  
ひします。

事 務 局

議案第3号および第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き  
農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年4月16日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので  
証明する。

**【申請者、特例農地等の所在等について説明】**

議案第3号、第4号の事実確認調査はいずれも尾崎賀一委員にお願  
ひしています。

事務局からは以上です。

尾 崎 賀 一 会 長

4月16日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

議案第3号の畑ですが、ナバナ、スナップエンドウ、ジャガイモ等

が作付けしてありました。畑の6割くらいは次作のために耕運してある状態ですが、予定としてはサツマイモ、エダマメ等を作付けするとのこと。また畑の南側にカキが何本か植わってありました。境界についても確認がとれております。続いて議案第4号の畑ですが、(1)(2)の畑は、道路に面している境界や、隣地に面している境界は杭を確認しました。東側の生産緑地と隣接しているところは、ポールが立っていました。(1)(2)の畑は北側に柑橘類が何本か植わってあります。南側にハウスが2棟立っており、ここではシイタケの原木栽培を行ってありました。調査時は新任職員の研修を兼ねて手伝いに来ていただいたJAの職員を中心に、原木に穴を開けて菌を入れる作業を行ってありました。続いて(3)(4)の畑ですが、3棟のハウスが立っております。こちらはミニトマトの養液栽培が行われておりました。境界についても確認がとれております。

(5)の畑ですが、南側のところと隣接してひとつの畑になっておりますが、こちらは次作のために耕運してある状態でした。サツマイモの作付けが終わり、今年になってからエダマメ、ラッカセイを作付けする予定とのこと。 (6)の畑ですが、北側にクリの木が40~50本植わってあります。南西側にトウモロコシが順番に取れるように何作も作付けされておりました。南東側ではクリのジョイント栽培を始めるとのことで、3列で3種類のクリの苗木がジョイント栽培で80本植わっているとのこと。境界についても全て確認がとれております。出荷に関しては、生産したものの6割強を庭先販売しているとのこと。残りの3割がJA直売所に出荷し、残りの1割ほどがマルシェや飲食店に出荷しているとのこと。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。

議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年4月18日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在等について説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

それでは相原和彦委員をお願いします。

相原和彦委員

4月18日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

畑の状態は、毎年サツマイモを作付けしているとのことで、その準備ができておりました。畑の周りにミカンが5本、ユズ、オリーブが数本植わっており、農具庫がひとつありました。収穫物は近所の幼稚園、小学校でサツマイモの掘り取りをさせているとのことです。自宅敷地の中に畑があるような状況ですが、自宅敷地との境界はわかるように印がしてありました。他の境界も確認できました。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに20ページです。議案第6号、第7号は同一の特例農地を共有しているため、一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第6号および第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年4月19日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在等について説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

それでは渡邊仁委員をお願いします。

渡邊仁委員

4月19日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は露地栽培を行っており、現在サニーレタス、コマツナ、サヤエンドウ等が作付けされておりました。販売先は庭先販売、自家消費とのことでした。境界につきましては、隣接する道路については全て確認できました。また、一部、不明確な部分がありましたが、隣接地が本人所有地のため、特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長

質問等ございましたら、お願いします。

櫻井祐次委員

農地を共有しているから、2名の所有者がそれぞれ申請しているのでしょうか。

事務局 はい、申請はそれぞれの所有者からいただくようになります。

尾崎賀一会長 他に質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに24ページです。議案第8号および第9号は、耕作の事業に従事する二親等内の親族で、農地法上の同一世帯のため、一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号および第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年4月19日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在等について説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは田中聖晃委員お願いします。

田中聖晃委員 4月19日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

露地栽培とのことで耕運されているところと、一部はまだ綺麗にされていない部分がありました。ナスやキュウリ、エダマメ等の夏野菜を作付する予定とのことでした。販売先については、JA直売所、マルシェ、自宅販売とのことです。境界については、5、6か所不明確な点がありまして、次回の調査までにはわかるようにしてくださいと話しました。また、畑の一部が綺麗に耕作されていないため、

綺麗にするようにとお話ししてきました。よろしくお願ひします。

尾崎賀一會長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに28ページです。議案第10号および第11号は同一の特例農地を共有しているため、一括して審議をお願ひします。事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第10号および第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年4月19日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在等について説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一會長 それでは田中聖晃委員お願ひします。

田中聖晃委員 4月19日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では夏野菜のレタス、タマネギ、ニンニク等が作付けされておりました。また、一部ブドウが植わっていました。販売先は自宅販売と自家消費とのことでした。境界については全て確認できました。その他問題はないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一會長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに32ページです。議案第12号および第13号は、耕作の事業に従事する二親等内の親族で、農地法上の同一世帯のため、一括しての審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号および第13号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年4月22日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在等について説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは井口和喜委員をお願いします。

井口和喜委員 4月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。まずは議案第12号の畑ですが、ハウスが1棟あり、キャベツ、野菜の苗床として利用されていました。また、露地でブロッコリー、キヌサヤ、スナップエンドウ等が作付けされていました。つぎに、議案第13号の畑ですが、ハウスが1棟あり、夏野菜の作付けをする予定とのこと。また、露地では、エダマメ、キャベツ等が作付けされていました。販売は庭先直売のみとのこと。境界については全て確認できました。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに36ページです。議案第14号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第14号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年4月22日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、対象農地等の所在等について説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは加藤直正委員をお願いします。

加藤直正委員 4月22日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。こちらの(1)(3)(5)の畑では、露地でダイコンの収穫が終わったところで綺麗に耕運されておりました。今後はカボチャ、サツマイモ、ジャガイモ等を作付けする予定とのことでした。つぎに(2)(4)(6)の畑では、露地でミニハクサイ、エダマメ、ブロッコリー等が作付けされておりました。販売につきましては、自宅の直売所とJA直売所へ出荷されているとのことでした。境界につきましては、区道に面した1か所が埋もれていて、早急に杭を入れていただく約束をして参りました。その他につきましては、特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。  つぎに38ページです。議案第15号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第15号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について」です。 令和6年4月16日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 <b>【申請者、対象農地等の所在等について説明】</b> 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	本日、保戸塚武彦委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。
事務局	4月16日に、保戸塚武彦委員と事務局2名で現地調査に行ってきました。 まず、(1) b (2) (3) については、練馬区の区民農園として利用しております。(1) a につきましては、所有者ご自身で露地野菜を栽培されております。現状は耕運されており、今後夏野菜やジャガイモ等を作付けされるとのことです。南側に自宅があり、自宅に隣接する形で区民農園に通じる通路があります。境界についても確認いたしました。販売はしておらず、自家消費のみとのこと。

よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに40ページです。議案第16号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第16号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について」です。

令和6年4月22日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、対象農地等の所在等について説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは加藤直正委員お願いします。

加藤直正委員 4月22日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

(1) から (3) の畑は露地でブルーベリー、ワイン用のブドウが植わっておりました。同じくこの畑にはビニールハウスが3連棟ありまして、ミニトマトの養液栽培がされておりました。販売につきましては、自宅の直売所、JA直売所、スーパー各所、仲卸会社、一部市場へ出荷されており、ブドウは区内の醸造所へ出荷されているとのことでした。境界については全て確認しました。その他特に問

題ないと思います。よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに42ページです。議案第17号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第17号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和6年3月26日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

**【申請者、証明対象者等について説明】**

こちらの事実確認調査は尾崎賀一委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 4月16日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)(2)の畑は東側が都立石神井公園の一部と隣接しております。西側は住宅と隣接しており、南側はほかの方の畑と隣接し、境界は全て確認できました。現状は耕運されており、これからジャガイモ、サツマイモを作付けされるとのことです。(3)(4)の畑についても境界は確認できました。東側はジャガイモが作付けされており、残りのところにネギとニンニクが少し作付けされておりました。これから、季節の野菜類を作付けする予定とのこと。当日は申請者、申請者のお子さんに立ち会っていただきました。証明対象者が

高齢であったため、近年は申請者と申請者のお子さんが中心に、申請者の指示のもと作付けをされているとのこと。特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに44ページです。

議案第18号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第18号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和6年3月15日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

生産緑地の買取申出が出せる事由は、指定告示から30年を経過および特定生産緑地の指定から10年を経過したとき、または主たる従事者の死亡および一定以上の故障の場合に限られます。本議案は生産緑地における農業経営が客観的に不可能な故障があるとして、医師の診断書と合わせて主たる従事者の証明の申請がありました。

**【申請者、証明対象者などについて説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは酒井利博委員お願いします。

酒井利博委員 4月18日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

調査時畑は更地になっておりました。以前は、露地栽培で野菜、果樹、植木等が作付けされていたとのことです。販売先は庭先直売、JA直売所で、境界については全て確認できました。その他については特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに46ページです。

協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

農業委員会は農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならない。そのため、最適化活動の目標の設定および実施状況の公表が求められている。

令和5年度の活動結果の点検・評価について下記のとおり決定し、東京都を通じ農林水産省関東農政局へ報告する。

1 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表 についてです。47ページをお願いします。

I 農業委員会の状況 については記載のとおりです。48ページをお願いします。II 最適化活動の実施状況 です。1 最適化活動の成果目標 につきまして、市街化区域では、(2)遊休農地の発生防止・解消 のみ該当いたします。49ページをお願いします。③ 実績 をご覧ください。ア 既存遊休農地の解消 イ 新規発生遊休

農地の解消です。遊休農地に関連する項目は全て0としております。50ページをお願いします。2 最適化活動の活動目標 です。(2) 活動強化月間の設定 になります。② 実績 をご覧ください。活動強化月間の設定回数は1回、取組時期は8月から3月としております。強化月間の結果として、各農業委員が担当地区の農地パトロールを実施した。農業委員会事務局は農業委員からの実施結果の報告を受け、不適切な肥培管理状況が認められる農地を確認した。その後、農地パトロール部会と農業委員会協議会、特別パトロール、農業委員会総会において協議を重ね、文書指導対象地を決定し、所有者に文書を発出した。取組みを通じ、所有者に農地の管理状況について改善を促すことができた。51ページをお願いします。目標の達成状況の評語 につきまして、全体として目標に対して期待どおりの結果が得られた、と記載しております。52ページをお願いします。Ⅲ 事務の実施状況 については、記載のとおりとなります。事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

事務局から説明を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件については、これでまとめてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに54ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

「農地法第3条の3に基づく届出の受理について」です。

令和6年4月22日に届出のあった標記の件について、「農地法第3条

の3第1項の届出に係る事務処理規程」第4条第1項に基づき専決  
処理したので、同条第2項により下記のとおり報告する。

【権利を取得したもの、届出に係る農地の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに、56ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。  
ます。

事務局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市  
街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。

令和6年4月に届出のあった農地の転用について報告するもので  
す。

【届出件数、面積等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

1枚目の次第をお願いします。次第4 その他です。事務局から何  
かありますか。

事務局 特にございませぬ。

尾崎賀一 会長 | 委員の皆様から何かありますか。

(発言なし)

それでは以上で、第10回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人